

(様式2)
 処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	男女参画・子育て支援課	検索番号	2-1
法令名	児童福祉法施行令	根拠条項	第5条第6項		
不利益処分	指定保育士養成施設の指定の取消し				
(根拠規定)					
児童福祉法施行令					
〔指定保育士養成施設の指定要件等〕					
<p>第五条 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設について行うものとする。</p> <p>2 指定保育士養成施設の指定を受けようとする施設の設置者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>6 都道府県知事は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>7 指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p>					
児童福祉法施行規則					
〔指定保育士養成施設の指定基準〕					
<p>第六条の二 令第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 入所資格を有する者は、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校が大学である場合における当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であること。</p> <p>二 修業年限は、二年以上であること。</p> <p>三 厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を有し、かつ、厚生労働大臣の定める方法により履修させるものであること。</p> <p>四 保育士の養成に適当な建物及び設備を有すること。</p> <p>五 学生の定員は、百人以上であること。</p> <p>六 一学級の学生数は、五十人以下であること。</p> <p>七 専任の教員は、おおむね、学生数四十人につき一人以上を置くものであること。</p> <p>八 教員は、その担当する科目に関し、学校教育法第百四条に規定する修士若しくは博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学識経験若しくは教育上の能力を有すると認められる者であること。</p> <p>九 管理及び維持の方法が確実であること。</p> <p>2 都道府県知事は、前項第一号に規定する者のほか、満十八歳以上の者であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校その他の施設につき、当該学校その他の施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、指定保育士養成施設の指定をすることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、その経営の状況等から見て、保育士の養成に支障を生じさせるおそれがない</p>					

と認められる学校その他の施設につき、当該学校その他の施設が第一項各号（第五号（前項に規定する学校その他の施設にあつては、第一号及び第五号。以下この項において同じ。）を除く。）に該当する場合に限り、同項第五号の規定にかかわらず、指定保育士養成施設の指定をすることができる。

（許認可等の基準）

1 共通事項

指定保育士養成施設の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第6条の2の規定に定める他、下記2から7に適合した場合に行うものであること。

授業等の開設方法は、昼間、昼夜開講制（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第12条に規定する昼夜開講制をいう。以下同じ。）、夜間、昼間定時制又は通信制により実施するものであること。

なお、通信制による指定保育士養成施設（以下「通信教育部」とする）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学又は専修学校の専門課程であつて、既に指定保育士養成施設として指定されていることを条件として指定する。

おつて、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制を総称する場合には昼間部等とする。

2 修業年限

修業年限は、昼間部又は昼夜開講制をとる場合については2年以上とし、夜間部、昼間定時制部又は通信教育部については3年以上とすること。

3 学生定員

学生定員は、原則として100人以上とすること。

ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、当該指定保育士養成施設及び地域における保育士の養成に支障を生じさせるおそれがない場合については、学生定員を100人未満とすることができること。

- (1) 当該指定保育士養成施設を含めた学校又は施設全体の経営が不安定なものでないこと。
- (2) 当該指定保育士養成施設への入所希望者数に対して定員数が過度に少数でないこと。
- (3) 地域における保育所等児童福祉施設の保育士の確保が困難とならないこと。

4 教職員組織及び教員の資格等

指定保育士養成施設は、所長、教科担当教員及び事務執行に必要な職員をもって組織すること。

(1) 所長

所長は、教育職又は社会福祉関係の職に従事した経験があり、所長としてふさわしい人格識見を有する者であること。

なお、所長が当該指定保育士養成施設の教科担当教員を兼ねることは差し支えないこと。

(2) 教科担当教員

ア 組織

(ア) 昼間部等

教科担当教員については、専任の教科担当教員（以下「教科担当専任教員」という。）を入学定員50人につき6人以上置き、その担当は、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号。以下「告示」という。）別表第1の系列欄に掲げる6系列のうち「総合演習」を除く5系列については、それぞれ最低1人とすることが望ましいこと。

また、入学定員が50人増すごとに、教科担当専任教員を2人以上加えることが望ましいこと。

なお、併せて夜間部を置く指定保育士養成施設にあつては、教育に支障がない限度において、これらの数を減じることができること。

(イ) 通信教育部

通信教育部を置く場合は、昼間部等の教科担当専任教員の数に通信教育部に係る入学定員1,000人につき2人の教科担当専任教員を加えるものとする。ただし、当該加える教科担当専任教員の数上記（ア）の規程による昼間部等の教科担当専任教員の数2割

に満たない場合には、昼間部等の教科担当専任教員の数の2割の数を加えたものとする。

イ 資格

教科担当専任教員は、次のいずれかに該当する者であって、教育の能力があると認められた者であること。

- (ア) 博士又は修士の学位を有し、研究上の業績のある者
- (イ) 研究上の業績が(ア)に掲げる者に準ずると認められる者
- (ウ) 教育上、学問上の業績ある教育経験者
- (エ) 学術技能に秀でた者
- (オ) 児童福祉事業に関し特に業績のある者

ウ 非常勤教員を置く場合には、教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者であること。

5 教育課程

(1) 基本的事項

- ① 指定保育士養成施設は、教育課程の編成に当たっては、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮すること。
- ② 告示別表第1の教科目の欄に掲げる教科目（以下「必修科目」という。）は、必ず履修させなければならないこと。
また、「保育内容総論」及び「保育内容演習」については、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）における保育の内容を考慮して、保育所保育の特性である養護と教育が一体となった保育の内容が習得できるよう、科目の開設に配慮すること。
「保育の表現技術」については、身体表現、音楽表現、造形表現、言語表現等保育を行う上で必要な技術が総合的に習得できるよう、科目の開設に配慮すること。
なお、「保育内容演習」及び「保育の表現技術」については、設置すべき単位をまとめて1科目として開設する必要はなく、必要な単位数に分割して科目を開設しても差し支えないこと。
- ③ 告示別表第2の選択必修科目（以下「選択必修科目」という。）については、別表①に掲げる系列及び教科目の中から18単位以上を設け、9単位以上を必ず履修させなければならないこと。ただし、設置及び履修ともに、「保育実習Ⅱ」と「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」と「保育実習指導Ⅲ」の3単位以上を含むこと。
なお、選択必修科目について、保育実習以外の系列の教科目及び単位数を各指定保育士養成施設で自主的に設定できるようにしたことの趣旨に鑑み、指定保育士養成施設毎に特色ある教科目及び単位数の編成を行うよう努めること。
- ④ 教養科目については、必修科目との関連に留意して科目を設定する等学生の学習意欲を高めるための創意、工夫に努めること。
- ⑤ 必修科目又は選択必修科目以外の科目を各指定保育士養成施設で設け、入所者に選択させて差し支えないこと。
- ⑥ 告示第1条各号及び第4条各号に定める教科目の名称については、各指定保育士養成施設において変更することもやむを得ないが、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する指定に関する申請書の提出に当たっては、当該科目の相当科目及びその教授内容の概要を添付させること。なお、令第5条第3項及び規則に規定する学則変更の承認に当たっても同様とする。
- ⑦ 告示に定める教科目のうち、2科目以上を合わせて1科目とすることは、併合された科目の関連性が深いと考えられる場合は差し支えないが、教養科目と、必修科目又は選択必修科目とを併合することは不適當であること。
- ⑧ 指定保育士養成施設は、教育上有益と認めるときは、学生が入所中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入所前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができること。

また、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

- ⑨ 指定保育士養成施設は、その定めるところにより、当該指定保育士養成施設の学生以外の者に1又は複数の教科目を履修させ、単位を授与することができること。

(2) 通信教育部の教育課程

① 通信教育部における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（以下「通信授業」という。）及び指定保育士養成施設の校舎等における講義・演習・実験・実習又は実技による授業（以下「面接授業」という。）並びに保育実習により行う。

② 指定保育士養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

③ 通信授業

ア 通信授業の実施に当たっては、添削指導を併せ行う。

イ 通信授業における印刷教材は、次によるものであること。

(ア) 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(イ) 統計その他の資料が、新しく、かつ、信頼性のある適切なものであること。

(ウ) 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。

ウ 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。

④ 面接授業

面接授業の内容は、別表②の科目について行うものであること。

また、面接授業は、指定保育士養成施設の施設及び設備を使用することを原則とする。これ以外の場合には、都道府県知事に対して、他の施設等で実施する理由、実施場所、担当教官数、その他必要と考えられる事項を届け出ること。

6 施設設備

(1) 校地は、教育環境として適切な場所に所在し、校舎、敷地のほかに学生が休息、運動等に利用するための適当な空地を有すること。

(2) 校舎、諸施設について

ア 校舎には少なくとも次に掲げる各室を設けること。

(ア) 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）

(イ) 所長室、会議室、事務室、研究室

(ウ) 図書室、保健室

イ 教室は科目の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えること。

ウ 研究室は、専任教員に対しては、必ず備えること。

エ 図書室には、学生が図書を閲覧するために必要な閲覧席及び図書を格納するために必要な設備を設けること。

オ 保健室には、医務及び静養に必要な設備を設けること。

カ 指定保育士養成施設はアに掲げる施設のほか、学生自習室、クラブ室、更衣室を設けることが望ましいこと。

(3) 指定保育士養成施設には、教員数及び学生数に応じて、教育上、研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本その他の設備並びに図書及び学術雑誌を備えること。

(4) その他通信教育に係る校地の面積、諸設備等については、通信教育に支障のないものとする。

7 その他

(1) 昼夜開講制について

ア 指定保育士養成施設は、保育士の養成上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授

業を行うことができること。

イ 昼夜開講制を設ける場合には、昼間部の中に募集定員を別にする「夜間主コース」を設けること。この場合においては、学則で昼間コースと夜間主コースごとに学生定員を定めること。

ウ 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障がない限度において4—(2)—ア—(ア)に定める教員数を減ずることができるものとする。

(2) 通信教育部に係る規定については、施行日以前に指定を受けている指定保育士養成施設にあっては平成19年4月1日から適用する。

(別表1)

系 列	教 科 目	授業形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	指定保育士養成施設において設定。		
保育の対象の理解に関する科目			
保育の内容・方法に関する科目			
保育の表現技術			
保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1

(別表2)指定保育士養成施設通信教育部における面接授業等実施基準

	系 列	教 科 目 (授業形態)	告示による単位数	うち面接授業の単位数	うち実習の単位数	
教養科目		体育(実技)	1単位	1単位	—	
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	相談援助(演習)	1単位	1単位	—	
		保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅱ(演習)	1単位	1単位	—
			子どもの保健Ⅱ(演習)	1単位	1単位	—
	子どもの食と栄養(演習)		2単位	1単位以上	—	
	保育の内容・方法に関する科目	保育内容総論(演習)	1単位	3単位以上	—	
		保育内容演習(演習)	5単位		—	
		乳児保育(演習)	2単位	1単位以上	—	
		障害児保育(演習)	2単位	1単位以上	—	
		社会的養護内容(演習)	1単位	1単位	—	
	保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	4単位	2単位以上	—	
保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ(実習)	4単位	—	4単位		
総合演習	保育実践演習(演習)	2単位	1単位以上	—		
選択必修科	保育実習	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)	2単位以上	—	2単位以上	
単位数計			30単位以上	15単位以上	6単位以上	

備考 1 通信教育部における面接授業の教科目及び単位数は、上記のとおりであること。

2 指定保育士養成施設は、上記に掲げる教科目以外の科目についても面接授業を行うことができる。